

産業構造審議会 知的財産政策部会
第20回意匠制度小委員会
議事録

1. 日時・場所

日時：平成24年9月28日（金）14：00～16：00

場所：特許庁庁舎16階 特別会議室

2. 出席者

大淵委員長、石井委員、内山委員、下川委員、高野委員、高部委員、茶園委員、永田委員、橋田委員、平野委員、牧野委員、増田委員、水谷委員、荒井様（柳生委員代理）、吉井委員

3. 議題

- 1) 画像デザインに関する欧州における保護の実態について（出張調査報告）
- 2) 画像デザイン保護拡充の基本的方向性と保護拡充についての課題への対応

4. 議事内容

- 1) 画像デザインに関する欧州における保護の実態について（出張調査報告）

・資料には、万一侵害があるとされた場合にはライセンスを受ければよいという記載があるが、相手方がライセンスしないことも当然想定される。その場合はデザインを変更しなければならず、結果的にはその間、販売が停止し、ビジネスに大きな影響が出てしまうという実態がある。

仮にライセンスを受けられる場合であっても、法外なライセンスフィーを請求される場合もあり、ビジネスへの影響も大きい。

・資料に、「欧州では、デザイナーがオリジナルなデザインをしていれば、侵害が起こる可能性はほとんどないと考える。」とある。以前はそうだったかもしれないが、デザイン界において人材がグローバルに動いている現状においては、安心できないのではないかと思う。

- 2) 画像デザイン保護拡充の基本的方向性と保護拡充についての課題への対応

・当会内で意見が分かれている中で、保護拡充は時期尚早という意見もあるが、建設的な検討をしたいとして、当会内の意匠・著作権・ソフトウェアの3委員会で検討した。拡充していく方向で進めるなら次の条件を満たしていただきたい

い。①物品との一体性維持、②著作権で保護されるコンテンツとの区別、③機能・操作性要件の維持、④新規性・創作非容易性の審査基準に関する基準 WG の時間をかけた検討、及び基準 WG の委員に知財高裁等の判事を入れること、⑤公知資料整備と IPDL 等での一般公開の推進（著作権法改正を視野に）。

また、「情報機器」は概念が広すぎるため、従来の物品と同等の範囲としていただきたい。権利範囲は、機能、用途で解釈される部分があるので、分類定義の検討の際には詳細に検討していただきたい。

画像データがサーバーにアップロードされた場合、そのサーバーに対する差止めがどの程度の範囲で可能となるのかという部分も含めて、侵害行為規定の在り方については是非詳細に検討をお願いしたい。

また、資料にある「相当程度の高度なデザイン性を備えた画像デザインのみが登録される」というのは、是非そうしてもらいたいが、現行の画像の登録事例を見ても、特許庁とユーザーの間には「高度なデザイン性」についての認識に開きがあると思うので、今後基準 WG で詰めていっていただきたい。

・当業界で扱う製品には認証制度があるため、認証取得後のデザインの変更は重大な問題である。混乱のないようなルール作りをお願いしたい。また、ルールを作るに当たっては、他国に影響を及ぼすことのできるような良い仕組みを検討していただきたい。

著作権の問題はあるだろうが、公知資料の一般公開を検討していただきたい。画像デザインに関しては、ネットでのみ公開される画像が多数あると思うので、安定した権利の付与のためには、そういった資料を収集するための対応もお願いしたい。

・当会内では、保護対象については賛否両論があるので、引き続き慎重に検討していただきたい。映画等を保護対象外とすることは賛成する。

権利設定・効力範囲について、「情報機器」としての権利化を認めることに関しては賛否両論がある。定義、解釈、実施行為の内容については慎重に検討していただきたい。仮に情報機器の画像を保護することになった場合、従来型とは切り分けて保護するということなので、従来型の物品と分けた意義があるように、効力範囲を律しクリアランスに資する制度設計にしていきたい。

侵害については、プロバイダー、サーバー管理運営会社が意図せず権利侵害とならないように配慮をお願いしたい。また、侵害における物品との一体性要件の明確化もお願いしたい。

保護拡充についての課題への対応については、検討した結果として実施できませんでしたでは困るので、保護拡充の絶対条件として実現していただきたい。

資料にある「相当程度の高度なデザイン性を備えた画像デザインのみが登録される」というのは、これまでの創作非容易性の判断基準にはなかった論理構成が必要だと思われるので、新たな判断基準も示していただきたい。

当社としての意見を述べさせていただくと、最近では外観のデザインでは製品を差異化しにくくなってきており、画像デザインこそが製品の差異化のポイントとなっている。GUIのデザインを通じて当社の世界観をいかに作り上げていくかが課題であり、人もお金もかけているので、その成果物を保護したい。著作権で保護するという考えもあるが、米国ではデザインパテントと言うぐらいなので、特許と意匠の方が相性がいいと考えている。訴訟においても特許権と意匠権を提示して議論するのがGUIには合うのではないか。

本当に守りたいデザインがあり、それを使ってビジネスを有利に進めるために権利が欲しい。かつて意匠権は模倣品対策のための守りの道具であったが、日本のデザインはまだ世界でも十分に通用すると思っているので、今後は攻めのための武器として活用したい。

クリアランス負担については、日本は審査主義であり、きちんと審査を行っているので心配していない。むしろクリアランス負担は中国で膨大に増えている無審査による権利が問題であり、それに比べると負担とは感じない。

意匠権は将来のために取得するものである。将来必要となった時に活用できるように、日本のすぐれたデザインを保護していけるような法律を作っていただきたい。

・従来型の権利と情報機器の画像の権利について、お互い効力が及ばないということに加えて、意匠の利用関係が成り立たない旨を条文上明文化していただきたい。その他の点については事務局の提示した方向性に当会からは異存はない。

・当業界としては保護対象から汎用機の画像は除外してほしい。仮に汎用機の画像を保護対象とする場合は、携帯型端末と業務用の電子計算機の保護の要否は分けて考えた方が良くはないか。また、ひとくくりに情報機器と言っても、使う場面が違い、開発の形態が違うものがあるので、その場合の効力範囲も互いに及ばないとすべきでないか。

コンテンツを保護対象から外すことは賛成。

権利設定・効力範囲について、「情報機器の画像」とする案には反対。各団体が物品との一体性要件の維持を希望しており、また機能操作要件についても慎重な検討を求めている中で、包括的概念を置くと物品との一体性要件、機能操作要件を維持しないのも同然となってしまう。情報機器の概念をもう少し区分

けていく必要があるのではないか。

エンタープライズ系システムの開発は利用者の使い勝手を第一に考えるため、画面の内容構成は大した差がなくて、デザインの自由度は小さい。保護対象を拡大してもメリットはなく、負担が増えるばかりと懸念している。ゲームの業界団体も HP 上で意見書を公開しており、保護拡充に反対している。当会も主旨は同じ。システム全体に価値があるのであって、画面一つ一つに保護が及ぶことは望んではない。

- ・ 情報機器の画像を新たなカテゴリーのものとして認めるというのであれば、権利範囲や侵害行為は、裁判規範として明確となるように配慮をお願いしたい。

- ・ 保護対象拡大には賛成。ただし、情報機器の画像という概念を導入した場合に、それが情報機器の画像なのか従来型の画像かどうかは製品そのものを見てもわかりにくいという問題が発生すると思う。

情報機器の画像と従来型の画像とを区分けしたとして、例えば情報機器の画像として権利を取った場合に、それと同様の画像を組み込み型の画像として模倣したものに対して権利が及ばないというのはいかがなものか。

- ・ 事務局案にはあえて反対しない。今の保護は各国に比べて狭い。諸外国並みの保護を実現したいと思う時に、従来型の物品との結びつきを望む者の顔を立てながら保護対象を広げようとしている案が情報機器の概念の導入だと思う。そこが理解できるので、事務局案で今回の改正目的は達成できるのでは。ただ、従来型の物品性にとらわれた画像デザインという考えを維持して、4～5年経過してみたら今回の改正は意味がなかったと評価されないよう、先を見越して日本の意匠法が世界の意匠法の手本になるような改正をしていただきたい。

- ・ 参考文献情報の開示に大いに賛成するが、登録となった意匠ばかりでなく、拒絶となったものに関しても開示すべきでないか。そうすることによって、類否判断の基準が明確になり、陳腐化されたデザインの権利によって海外で紛争に巻き込まれたような場合も対処できるのではないか。公知資料の一般公開も是非検討していただきたい。

- ・ 保護の拡大には、開発コストの増加を招いて業界の成長が停滞するのではないかといったデメリットもあるかもしれないが、良いものを作ることによって権利が得られるというインセンティブや他者の動向をとらえて常にすぐれた開発をしていこうという前向きな姿勢が評価されるメリットもある。

これからは多くのものが IT につながっていく時代。従来型の開発を続けていくと世界から取り残されてしまうのではないかという危機感がある。

無審査国が多い中、日本で早めに審査経験を蓄積することで日本の類否判断基準が世界のスタンダードとなる可能性が高い。早急な法制化を望む。

・画像デザインの保護拡充の議論には数年かかわっているが、ここまで進むとは思わなかった。やっと理解が進んだのではないか。10年前には電話が今日のようなものになるとはだれも思わなかった。今後5年、10年先を考えると、本当に専用機と汎用機という定義で分けられるのかをもう一度考えるべき。

韓国ではスマート家電の開発が進み、スマートグリッド、スマートメーターが進展している。こういった新たなイノベーションを考えたときに、汎用機、専用機という定義が余りにも分かりにくい。

また、日本企業による欧米での画像デザイン登録事例もあり、日本では保護に対して反対があるというのは理解できない。

・ヘーグ協定加盟国の中で日本はどうポジショニングを取っていくかということを見据えた検討の視点も必要ではないか。仮に限定的な保護にとどめるといような日本の考えを他国に対して説明したとしても、国際的な出願動向を見れば日本企業は保護を求めているのではないかと、前提から話が崩れることになりかねない。

・無審査国が多い中で、我が国が出願審査を続けていくことが他国に対してリードする、スタンダードをつくっていくという考え方がある一方、制度調和という観点からは、リクエストベースの事後審査や事後的な技術評価書制度等の様々なオプションを考えてもいいのではないか。

また、権利侵害における過失の推定について見直す余地があるのではないか。あるいは情を知らずに実施した場合は非侵害とする等の選択肢もあるのではないか。

・Gマークでオフィスコンピュータ分野の審査員をしている経験からいえば、オフィスコンピュータの各メーカーが商品力として推すポイントの中に必ず GUI や UI が出てくる。業界の意見としては言いにくいかもしれないが、各メーカーは画像デザインを売りにしている実情がある。